

## IX 基地周辺の生活環境の整備

### 1. 国による基地周辺の生活環境の整備

#### (1) 周辺環境整備に関する法整備

サンフランシスコ平和条約発効後（1952年（昭和27年））行われるようになった周辺対策は、米軍という外国の軍隊の行為によって、住民が被る損失を保障することから始まっている。中でも、1953年（昭和28年）8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による損失補償に関する法律」（法律第246号）は、当時、違法行為による補償法として画期的なもので、その後、行政措置により実施された防音工事、学校防音工事、住宅等の移転補償措置などの施策を行う上で中心的な役割を果たしてきた。

本市では、1954年（昭和29年）から、行政措置に基づく学校防音工事が行われるようになり、1960年（昭和35年）からは住民の集団移転も始まった。

しかし、この法律は損失の補償を規定したもので、被害や損失を防止、軽減する対策ではなかった。また、行政措置に基づいて行われた各種施策も「基地問題は、その性格上極めて複雑困難にして、かつ、広範にわたっているのでその都度、行政措置により解決を図る」という国の方針により、事案ごとの個別処理によって行われていたことから、基地問題の解決には十分ではなかった。このため、基地周辺自治体等は「基地問題を解決するには、立法措置が必要である」として、基地周辺民生安定法の制定を政府、国会に強く働きかけ、全国的に運動が行われた。

そして、1966年（昭和41年）7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（以下、旧法という）が公布、施行され、これら周辺対策事業は法制化された。また、市町村が行う民生安定施設整備に対する助成等についても、規定されるようになった。

その後、防衛施設周辺の都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚、航空機騒音に係る飛行場周辺の環境の変化等により、従来の施策では地域社会との調和を保つことが困難になったことから、施策の拡大、強化を図るために同法を抜本的に改善し、住宅防音工事、緑地等の整備、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの施策を加えた「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下、法という）が1974年（昭和49年）6月に公布、施行され、今日に至る。同法律は、自衛隊及び米軍の行為または防衛施設の設置、運用により生ずる障害を、防衛施設周辺の住民等のみに受忍させることは不公平であるとの観点から、この障害を防止、軽減するために防衛施設周辺地域の生活環境の整備等について、国の行う施策を定め、この施策が行われることによって、関係住民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、制定されたものである。

本市においては、学校の防音工事、市立病院、環境管理センター、地区コミュニティセンター、スポーツセンター体育館、陸上競技場、保健福祉センタ

一、消防署等の公共的建物の建設、公園等の整備、道路の舗装整備などに対して、国（防衛施設庁）から各種の補助金が交付されている。

### 施策の体系

障害の原因	目的		施設	具体的事業の内容
自衛隊等の 行為	障害の防 止・軽減	騒音 以外	障害防止工事の助成 (第3条第1項)	農林漁業施設、道路、河川、 海岸、防風・防砂施設、水 道、下水道など
		騒音	障害防止（防音）工事の 助成（第3条第2項）	学校、病院、保育所など
		騒音障 害	住宅の防音工事の助成 (第4条)	(第1種区域)
			建物等の移転の補償 (第5条)	(第2種区域)
			緑地帯の整備等 (第6条)	(第3種区域)
	損失の補償	農林漁業等事業経営上の 損失の補償 (第13条～第18条)	—	
防衛施設の 設置・運用	障害の緩和	民生安定施設の助成 (第8条)	放送施設、道路、無線設備、 消防施設、公園、し尿・ご み処理施設、老人福祉セン ター、学習等供用施設など	
	生活環境又は開 発に及ぼす影響 の緩和	特定防衛施設周辺整備調 整交付金 (第9条)	<b>【公共用施設整備】</b> 交通・通信、スポーツ・レ クリエーション、環境衛 生、教育文化、医療、社会 福祉、消防、産業振興等に 関する施設など、 <b>【いわゆるソフト事業】</b> 防災、住民の生活の安全、 通信、教育、スポーツ・文 化、医療、福祉、環境衛生、 産業振興、交通、良好な景 観の形成等に関する事業 など	

### (2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）の制度改正

2009年（平成21年）、政府は、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新することなどを目的として行政刷新会議を設置し、国の449の事業を対

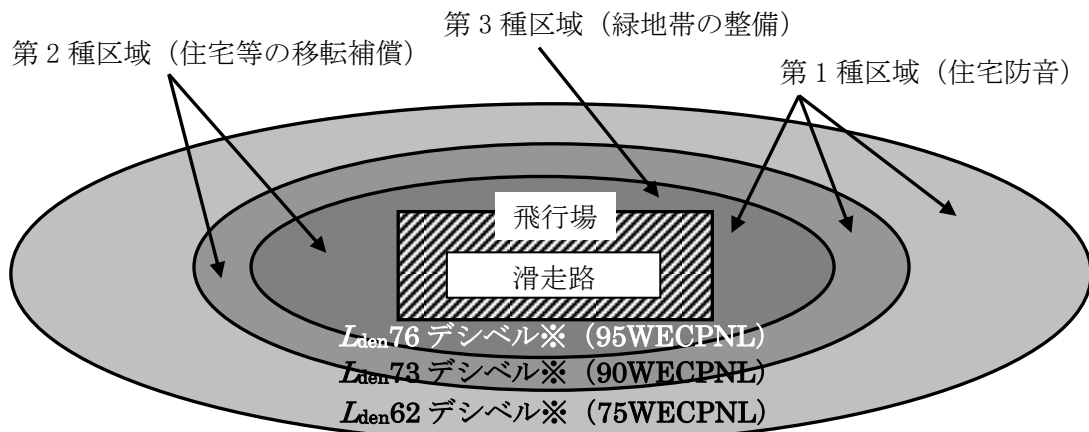
象として事業仕分けを行い、それぞれの事業ごとに要否等を判定した。

そのなかで、防衛省の基地周辺対策も仕分けの対象となり、市町村への民生安定補助金や特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下9条交付金）について議論が交わされた。その結果、仕分けを行ったワーキンググループからは、用途をより自由にして使い勝手をよくするよう制度を見直すことが提言された。

当時、9条交付金については公共用の施設整備のみが交付対象とされていたなかで、本市をはじめとした基地周辺市町村が用途の拡大等をおねがひしてから求めていたことなどもあり、2011年（平成23年）、国は法を一部改正し、防災、教育、医療、福祉などのいわゆるソフト事業も交付の対象となるよう制度の変更を行った。また、これにあわせ、9条交付金の交付先となる特定防衛施設関連市町村の指定の条件として、ヘリコプターの離着陸が頻繁に実施される飛行場などが追加され、新たに全国で16市町村が関連市町村に指定された。

## 2. 住宅防音工事と建物等の移転補償

国が行う施策の中でも特に基地周辺住民と関わりが深いのは、第4条の住宅防音工事の助成および第5条の建物等の移転の補償である。



※平成25年の環境基準の見直しによりWECPNLから $L_{den}$ へ変更された。

### (1) 住宅防音工事

法第4条の住宅防音工事は、国が定める第一種区域（住宅防音工事の補助を受けられる区域）に現に所在する住宅で、所有者または賃貸借権等の権利を有する者が、国の仕様により防音工事を行う場合、国から原則100%（限度額が設けられている）の費用助成を受けられるというもので、現行法制定（1974年（昭和49年））の際、新たに取り入れられた周辺対策である。

本市で防音工事が開始されたのは、1975年（昭和50年）度からで、1974年（昭和49年）度に予算措置されたものを含む24戸であった。

しかしながら、厚木基地周辺では法に定められた第一種区域の指定がされないまま、1979年（昭和54年）9月5日第一種区域指定の告示まで行政措置によ

り工事が実施されていた。これは、厚木基地における平均的な飛行回数の捉え方など、区域指定に伴う技術的な困難等により指定が遅れたもので、この間は、旧法第 5 条の規定による移転対象区域内を防音工事の対象区域と見なして実施されていた。

その後、本市における住宅防音工事の対象世帯は少しずつ拡大していった。1979 年（昭和 54 年）9 月 5 日、85W E C P N L の第一種区域が指定され、住宅防音工事の助成対象世帯は約 3,500 から約 5,500 世帯へと増加した。そして、住宅防音工事を実施する騒音基準値の改正や、1982 年（昭和 57 年）2 月からの米空母ミッドウェー艦載機による N L P 開始など、厚木飛行場を取り巻く騒音の状況に変化が生じたことなどから、1981 年（昭和 56 年）10 月 31 日には 80 W E C P N L の区域が第一種区域として指定され対象世帯は約 21,000 世帯となり、1984 年（昭和 59 年）5 月 31 日には 75W E C P N L の区域が第一種区域として指定され新たに約 26,000 世帯が対象となり、本市域の約 80% が第一種区域となった。1986 年（昭和 61 年）9 月 10 日にも告示はあったが、本市域内において第一種区域の変更はなかった。

住宅防音工事は、75W E C P N L 以上の第一種区域にある住居が対象となるが、80W E C P N L 以上の区域（第Ⅰ工法）と 80W E C P N L 未満の区域（第Ⅱ工法）とでは工事の方法が異なる。第Ⅱ工法による工事は 1989 年（平成元年）から行われている。また、85W E C P N L 以上の区域では、住宅全体を対象とした外郭防音工事が行われており、他にもバリアフリー住宅などを対象とした防音区画改善工事や建替防音工事、空気調和器の機能復旧工事（原則 90% 補助）、防音建具の機能復旧工事（原則 100% 補助）などについても助成が行われている。

## （2）建物等の移転の補償

法第 5 条の建物等の移転の補償は、飛行場に近接し航空機の運航上好ましくなく、また、航空機等の騒音の影響により居住環境として適切でないと思われる区域の中において採られている措置である。つまり、同区域内に居住する住民を、より好ましい環境に移転させると共に、その跡地等を買って上げて緑化緩衝地帯にすることによって、周辺住民の生活環境の整備を図ろうとするものである。対象となる区域は、国が特に障害が著しいと認めて指定する区域で、第二種区域（90W E C P N L 以上の区域）という。

昭和 30 年代に入ると、厚木基地を離着陸する航空機が高性能ジェット化、大型化したため、これに伴う騒音も以前とは比較にならない程激しいものとなった。基地周辺の上草柳・下草柳・福田及び綾瀬町・本蓼川の各地域に居住する住民は、日々激化する騒音にいたたまれなくなり、政府関係機関に対して、他地域への移転方について陳情を重ねた。国は、地元からの移転希望の声が大きいことから、移転についての意向調査を実施したところ、大半の住民が移転を希望していることが判明した。

そこで国は、1960 年（昭和 35 年）10 月 18 日「厚木飛行場の隣接地域に所在する建物等の移転補償について」閣議決定し、航空法に規定された進入表面・

転移表面下で、着陸帯から南北 1,000m の区域内に居住する者のうち、移転及び土地の買い上げを希望する者について、その補償をすることとなった。

その後、高性能ジェット機が配備された飛行場が急増し、特に横田基地周辺地域では宅地化の傾向が著しく、また、厚木基地周辺においては航空機墜落事故による大惨事が発生するなど、より強力な安全措置を望む声が大きくなった。国は 1965 年（昭和 40 年）7 月 30 日「横田及び厚木飛行場等の周辺における安全について」基地問題等閣僚懇談会了解とし、移転等の補償を行政措置することになった。

そして、1966 年（昭和 41 年）7 月施行された旧法により明文化され、現行法第 5 条にもこの措置が受け継がれたが、騒音による障害の度合いにより区域が指定されることとなった。そして、1981 年（昭和 56 年）10 月 31 日にその区域が指定され、また、その後の騒音状況の分布の変化により、1984 年（昭和 59 年）5 月 31 日指定区域が拡大された。

### （3）厚木飛行場の第一種区域等の見直し

#### ①第一種区域等の見直しの背景

厚木基地周辺では、1986 年（昭和 61 年）9 月に住宅防音工事の対象区域（第一種区域）や移転補償の対象区域（第二種区域）等が告示されて以降、1993 年（平成 5 年）には硫黄島代替訓練施設が米軍に提供され、NLP の大部分が硫黄島において実施されるようになり、NLP による騒音の影響が以前に比べ少なくなるなど、航空機騒音の状況に様々な変化が生じていた。

また、平成 14 年 7 月防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」においては、「真に騒音等の影響を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出する観点から、深刻な騒音等の影響を被っている区域を見極める必要があり、改めて計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査し、区域の見直しを図ることが適切な時期が到来している。」旨の提言がなされた。

このようなことを背景として、国は、航空機騒音の影響の範囲を把握するため、2003 年（平成 15 年）度及び 2004 年（平成 16 年）度に航空機騒音度調査を実施した。

#### ②第一種区域等の見直しに係る告示

国は、航空機騒音度調査の結果に基づき、第一種区域等の見直しを行い、2006 年（平成 18 年）1 月 17 日「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき厚木飛行場に係る第一種区域の指定等を行った件」（防衛施設庁告示第一号）告示を行った。

同告示では、第一種区域、第二種区域および第三種区域を指定するとともに、第一種区域、第二種区域として従来対象とされた一部地域について指定解除を行った。第一種区域は南北に拡大、西側は縮小、大和市が位置する東側は一部拡大された。

また、新たに 85W E C P N L 以上の騒音区域として指定された区域について、1986 年（昭和 61 年）9 月 11 日から 1991 年（平成 3 年）9 月 10 日までに建設された住宅が助成の対象に加えられた。いわゆる告示後住宅への助成である。なお、第一種区域、第二種区域の指定が解除された区域や工法区分が変更される区域については、従来と同じ内容の助成が当面の間受けられるよう 1 年半の経過措置が設けられた。

#### ●住宅防音工事に関する課題

本市では、空母艦載機等による激しい騒音被害が市内全域に広がる一方、一部地域は住宅防音工事の助成対象区域に指定されておらず、また、対象となる建物は住宅等に限定されており、店舗や事業所などは、航空機騒音により業務に著しく支障をきたしている場合であっても、助成の対象とはならない。

加えて、指定された区域の中であっても、住宅の建築年月日によって助成対象が様々に限定されており、騒音の状況等と照らし合わせても不均衡が生じている。

さらに、国は空調機器や防音建具の交換についても施工費用の助成制度を設けてはいるが、故障、損壊等により機能を失った設備であっても、国が定める期間を経過していないものは助成の対象とされないなど、現状において様々な課題があり、さらなる改善が求められるところである。